

○ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法

第2条（事業主等の責務）

第4項

事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引上必要な配慮をするように努めなければならない。

○ 平成30年11月16日付け基発1116第16号

「働き方改革の推進に向けた中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・中小企業庁との通報制度等について」

○ 平成30年11月16日付け基発1116第17号

「働き方改革の推進に向けた建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等について」



下請事業主の皆さま、ご安心ください。

# 中小企業をイジめるような 無理な取引は見逃しません！

たとえば、そのお困りごと

休日労働が心配な事業主のBさん

納期までの期間が短すぎて、休日に作業させるしかない…  
でも、受注単価は据え置きか……

予定どおりに請負代金を払ってもらえない…  
従業員に賃金を払えなくなるかも……



賃金の支払に困る事業主のAさん



下請取引が原因ではありませんか？



以下のような行為は「下請法」(\*)で禁止されています！

(\*)下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)

- 買ったたき
  - 不当な給付内容の変更・やり直し
  - 下請代金の減額
  - 不当な経済上の利益の提供要請
  - 商品の受領拒否
- 裏面の「項目3」もご参照ください。



親事業者による下請法違反が疑われる場合には…

- 労働基準監督署では、ご相談への対応だけでなく、公正取引委員会・中小企業庁へご相談の取次ぎを行っています(下図参照)。
- お困りの場合は、①②いずれかの方法でお知らせください。
  - ① 管轄の労働基準監督署にご相談ください。
  - ② 裏面のシートにご記入のうえ、FAX又は郵送してください。

※シートは匿名でお送りいただくことも可能です。



- 労働基準監督署から公正取引委員会・中小企業庁への取次ぎは、下請事業者名を匿名とすることも可能です。
- 公正取引委員会・中小企業庁が親事業者に調査を行う場合、ご相談があったことは明かしません。

▶ 公正取引委員会では、インターネットによる下請法の違反の申告も受け付けています。  
<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuishitauke.html>

送信先の労働基準監督署はこちら→

## 下請取引に関する確認シート

### 1 あなたの会社について

- ・会社名 \_\_\_\_\_ (代表者) \_\_\_\_\_
- ・所在地 〒 \_\_\_\_\_
- ・連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_
- ・資本金 \_\_\_\_\_ 万円 **【記入必須】**
- ・通報の対象となる親会社からあなたの会社が委託されている仕事 (該当するものに○) **【記入必須】**
  - ① 製造委託      ② 修理委託      ③ ソフトウェアやデザインなど情報成果物作成委託
  - ④ 運送やビルメンテナンスなど役務提供委託      ⑤ その他

### 2 通報の対象となる親会社 (下請法で規定する「親事業者」) について **【記入必須】**

- ・会社名 \_\_\_\_\_  本店  支店  営業所  工場  
※通報の対象となる親会社の会社名が未記入の場合には通報として受理できません。
- ・所在地 〒 \_\_\_\_\_

### 3 あなたの会社の「お困りごと」の内容について **【記入必須】**

- 買ったとき  
(例) 納期を一方的に短縮され、そのために増加する費用 (残業代や作業員の増員等) について協議に応じてもらえず、下請代金を当初の単価に据え置かれた。など
- 下請代金の減額  
(例) 当方に責任がないのに、あらかじめ決められた下請代金を値引き (減額) された。消費税相当額を支払ってもらえなかった。など
- 不当な給付内容の変更、やり直し  
(例) 受領した後にやり直しや追加作業を行わされたが、その作業に要した費用を負担してもらえなかった。など
- 受領拒否  
(例) 当方に責任がないのに、商品の発注を受けたあとに、その商品の受領を拒否された。など
- 不当な経済上の利益の提供要請  
(例) 親会社のために、金銭 (例: 協賛金) や労働力 (例: 応援店員) などを提供させられた。など

チェックを付けた「お困りごと」の内容について、時期や状況などを具体的に記載してください。

.....

### 4 この通報についてあなたに連絡させていただきたい場合の連絡先

- ・氏名 \_\_\_\_\_
- ・連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_
- ・親会社に対して調査を行うとき、あなたの会社から通報があったことを明らかにすることについて **【記入必須】**
  - 明らかにしないでほしい (匿名希望)       明らかにしてもよい
- ・親会社に対して調査を行った結果をあなたに通知することについて **【記入必須】**
  - 希望する       希望しない

物流事業者<sup>(※)</sup>の皆さま、ご安心ください。

# 中小企業をイジめるような 無理な取引は見逃しません！

(※) 下請物流事業者は除きます。下請物流事業者の皆さまは、リーフレット「下請事業主の皆さま、ご安心ください」をご覧ください。

たとえば、そのお困りごと

休日労働が心配な事業主のBさん

急な発注だから、ドライバーに休日出勤させるしかない…  
でも、運送代金は据え置きか……



賃金の支払に困る事業主のAさん

予定どおりに運送代金を払ってもらえない…  
従業員に賃金を払えなくなるかも……



荷主との取引が原因ではありませんか？



以下のような行為は「独禁法（物流特殊指定）」<sup>(※)</sup>で禁止されています！  
(※) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

- 買ったとき
  - 代金の減額
  - 不当な給付内容の変更・やり直し
  - 不当な経済上の利益の提供要請
- 裏面の「項目3」もご参照ください。



荷主による独禁法（物流特殊指定）違反が疑われる場合には…

- 労働基準監督署**では、ご相談への対応だけでなく、独禁法違反を調査している**公正取引委員会**へ**ご相談の取次ぎ**を行っています（下図参照）。
- お困りの場合は、①②いずれかの方法でお知らせください。
  - ① 管轄の労働基準監督署にご相談ください。
  - ② 裏面のシートにご記入のうえ、FAX 又は郵送してください。  
※シートは匿名でお送りいただくことも可能です。



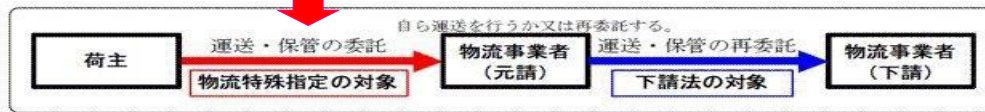
- 労働基準監督署から公正取引委員会への取次ぎは、元請物流事業者名を匿名とすることも可能です。
- 公正取引委員会が荷主に調査を行う場合、ご相談があったことは明かしません。

▶ 公正取引委員会では、インターネットによる独禁法の違反の申告も受け付けています。  
<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuidokkin.html>

送信先の労働基準監督署はこちら→

## 物品の運送の委託取引（物流特殊指定）に関する確認シート

（参考）このリーフレットの対象となる取引は下図の赤線部分です。



### 1 あなたの会社について

- ・会社名 \_\_\_\_\_ (代表者) \_\_\_\_\_
- ・所在地 〒 \_\_\_\_\_
- ・連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_
- ・資本金 \_\_\_\_\_ 万円 **【記入必須】**
- ・通報の対象となる荷主からあなたの会社が委託されている仕事（該当するものに○）**【記入必須】**
  - ① 運送委託
  - ② 保管委託

### 2 通報の対象となる荷主（独禁法上の告示で規定する「特定荷主※」）について **【記入必須】**

※資本金3億円超の事業者で資本金3億円以下の事業者に運送等を委託するもの等

- ・会社名 \_\_\_\_\_  本店  支店  営業所  工場  
※通報の対象となる荷主の会社名が未記入の場合には通報として受理できません。
- ・所在地 〒 \_\_\_\_\_

### 3 あなたの会社の「お困りごと」の内容について **【記入必須】**

- 買ったとき  
(例) 荷主と取り決めた運行時間について、事前の協議なく業務開始時間の前倒しや作業の追加など変更されたが、契約更新時に料金の見直しを認めてもらえず対価を定められた。など
- 代金の減額  
(例) 当方に責任がないのに、あらかじめ決められた代金を値引き（減額）された。消費税相当額を支払ってもらえなかった。など
- 不当な給付内容の変更、やり直し  
(例) 荷主の集荷のために毎週特定の曜日にトラックを数台待機させることを契約で定めていたが、当日になって一方的にキャンセルされ、その分の対価が支払われなかった。など
- 不当な経済上の利益の提供要請  
(例) 荷主から、あらかじめ契約で定められていない荷主の倉庫内における荷役等の業務について、無償で従事させられた。など

チェックを付けた「お困りごと」の内容について、時期や状況などを具体的に記載してください。

### 4 この通報についてあなたに連絡させていただきたい場合の連絡先

- ・氏名 \_\_\_\_\_
- ・連絡先 (電話番号) \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_
- ・荷主に対して調査を行うとき、あなたの会社から通報があったことを明らかにすることについて **【記入必須】**
  - 明らかにしないでほしい（匿名希望）
  - 明らかにしてもよい

### 働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例(抜粋)

#### 短納期発注による買ったたき

事業者は、納期までの期間が通常より短い発注を行い、その結果として取引の相手方が休日勤務を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方向的に定めた。

#### 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。商品発注のために必要なデータを自社システムに入力するという作業は自ら行うべきであるにもかかわらず、当該作業を取引の相手方に対して無償で行わせた。

#### 業務効率化の果実の摘み取り

事業者は、取引の相手方から、社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方向的に定めた。

#### 付加価値の不払

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しており、取引の相手方と書面において短納期発注に対しては「特急料金」を定めていた。ある発注が通常よりも短期のリードタイムであったため、特急料金を適用するものに相当したことから、取引の相手方はその分を上乗せした請求を行ったが、当該事業者は、予算が足りないなどの理由により、特急料金を支払うことなく、当該料金を差し引いた、通常の納期の取引対価しか支払わなかった。

#### 直前キャンセル

事業者は、取引の相手方に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に取引の相手方のトラックを数台待機させることを契約で定めている。当該事業者は、その当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方向的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。